

(公益財団法人) 鷹揚郷腎研究所倫理審査委員会規程

令和元年 12 月 1 日制定

(設置)

第 1 条 (公益財団法人) 鷹揚郷腎研究所(以下「鷹揚郷」という。)に倫理審査委員会を置く。

(定義)

第 2 条 この規程における用語の定義は、(公益財団法人) 鷹揚郷腎研究所における人を対象とした研究に関する規程の定めるところによる。

(任務)

第 3 条 倫理審査委員会は、鷹揚郷における医学・医療の倫理的問題について協議するとともに、(公益財団法人) 鷹揚郷腎研究所理事長(以下「理事長」という。)の諮問を受けて、鷹揚郷に所属する者が行う医学系研究が、医の倫理に関するヘルシンキ宣言、および、医学研究に関する倫理指針の趣旨に沿って行われるかを倫理的観点及び科学的観点から審査する。

(組織)

第 4 条 倫理審査委員会は、次の各号から選出された委員をもって組織する。

- (1) 鷹揚郷腎研究所研究部
- (2) 鷹揚郷弘前病院
- (3) 鷹揚郷青森病院
- (4) 鷹揚郷外の学識経験者
- (5) 一般の立場から意見を述べることができる者
- (6) その他、鷹揚郷が必要と認めた者

(委員の委嘱、任期)

第 5 条 委員は、鷹揚郷理事長が委嘱する。

2 前項の委員の任期は 3 年とし、再任を妨げない。

3 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 倫理審査委員会に委員長を置き、第 4 条各号の委員の中から理事長が指名する。

2 委員会に副委員長を置き、理事長が指名する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、状況に応じて、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、緊急に招集された会議の成立の可否は、委員長の判断に委ねる。

3 委員は、随時、会議の開催を委員長に求めることができる。

4 審査の判定は、出席委員の全会一致による。ただし、紙上委員会の審査判定は、各委員の意見を集約のうえ、最終的に委員長が判断するものとする。

5 委員は、自己が関係する倫理審査に加わることができない。

6 委員会が必要と認めるときは、倫理審査申請者又は学識経験者等、委員以外の者を出席させ、倫理審査申請の内容又はその他の事項について、説明及び意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、(公益財団法人)鷹揚郷腎研究所研究部、および、総務部において処理する。

(その他の定め)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、委員会の議を経て別に定める。

附 則 この規程は、令和2年 1月 1日から施行する。